

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係るH26～27年度実施計画(パイロット輸送) 概要版

1. パイロット輸送の基本的事項

1.1 目的

- 大量の除去土壌等を輸送する本格輸送に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認していくこと。

1.2 期間

- 輸送期間は、輸送開始から1年程度。

1.3 輸送対象物と輸送量

- 除染に伴い生じた土壌、廃棄物を各市町村1,000m³程度。

1.4 搬出元と搬出先

- 搬出元は、福島県内関係市町村の積込場。
- 搬出先は、中間貯蔵施設(双葉町、大熊町)。
- 搬出順について考慮すべき項目
「積込場から搬出先までの距離」「パイロット輸送検証項目」「気候条件」「その他制約事項(学校は長期休み等)に実施等)」「事前準備や周知に要する期間」

1.5 輸送の形態と役割分担

- 直行輸送と集約輸送を組み合わせる実施。積込場までの輸送等は除染実施者、積込場からの輸送等は環境省が実施。

1.6 輸送ルート

- 高速道路を積極的に利用するルートを設定。

1.7 輸送実施計画(パイロット輸送)の更新

- 計画期間内であっても、必要に応じて計画を見直す。

2. 輸送の流れとルート

2.1 輸送全体の流れと役割分担

- 仮置場等の管理や端末輸送等を行う除染実施者と基幹輸送等を行う環境省が適切な役割分担の下、連携。

2.2 運行計画の策定

- 一定期間内の輸送物、輸送量、輸送時間等を記載した運行計画を関係市町村等と必要な調整の上作成。

2.3 輸送の実施

- ①土壌等の荷姿は、フレキシブルコンテナ等に詰めるとともに、荷台を防水性のシートで覆うことを基本。放射能濃度が10万Bq/kg超の焼却灰等は専用ドラム缶やコンテナ等を使用する等、適切な措置を講ずる。
- ②輸送車両は、10tダンプトラックが基本。除去土壌等の輸送車両である旨を車両に表示。
- ③高速道路を積極的に利用する輸送ルートを設定。
- ④道路管理者、警察等と連携し、必要な道路・交通対策を実施(看板設置等のソフト対策中心。)
- ⑤通信不感地域で統括管理するための対策を実施。
- ⑥輸送ルート上に、休憩、退避及び待機の場所を確保。
- ⑦輸送時間帯は通学や一般交通の渋滞を考慮して設定。
- ⑧安全な輸送のため、日々の点検、携行物の確認を実施。
- ⑨関係法令や運行計画等を遵守した輸送車両の運行。

3. 搬出と搬入

3.1 端末輸送

- 現場保管場所や仮置場から積込場までの端末輸送は、除染実施者が除染関係ガイドライン等に沿って実施。

3.2 積込場の確保

- 積込場は、10tダンプトラック等への積み込み・搬出が可能な場所。
- 積込場のタイプに応じた機能等が必要。

3.3 積込場での積み込み

- 積込場での搬出工程(必要に応じ、①上部シートの開放・遮へい土のう等の撤去、②水切り、③詰込みを実施)
- ④総合管理システムに必要なデータの測定とタグ付け
- ⑤輸送車両への積み込みと搬出
- ⑥現場発生品の処理
- 積込作業の事故防止・安全対策、周辺環境対策も実施。

3.4 中間貯蔵施設での荷下ろし

- 中間貯蔵施設で荷下ろし後、車両のスクリーニングを実施。

4. 輸送の統括管理

4.1 統括管理の概要

- 輸送統括管理者(環境省・JESCO)が輸送関連の情報を一元的に把握し、輸送を管理。

4.2 搬出時期・輸送ルート等の調整

- 搬出時期や輸送ルート等は、福島県と環境省が中心となり関係機関と調整して設定。

4.3 総合管理システムの構成

- 総合管理システムにより、輸送対象物の全数管理及び輸送車両の運行管理／モニタリング情報の管理／被ばく管理を実施。
(モニタリング情報の管理は、「輸送に係る事前評価とモニタリング」の7.2.4で説明
被ばく管理は、「運転者や作業員等の教育・研修・安全確保」の6.2.4で説明)

4.4 輸送対象物の管理

- 輸送対象物の全数を管理。

4.5 輸送車両の運行管理

- 輸送車両の積載物、位置情報等を管理。

5. 事故等への万全の備えと対応

5.1 事故等への万全の備え

- 警察、消防、道路管理者等の関係機関と連携し、緊急時の指揮・連絡体制を構築。
- 関係機関で合同訓練を実施。

5.2 輸送車両の事故等への対応

- 関係機関と連携し、輸送物の回収、交通誘導等に対応。
- 事故による渋滞への対応として、事故車両以外の輸送車両の運行を調整して対応。

5.3 自然災害等の対応

- 風水害等、事前に一定の予測が可能な自然災害の場合には、輸送の延期などを準備。
- 地震等の突発的な災害等、輸送中に緊急事態が発生した場合には、輸送車両の待避や出発待機等を指示。

6. 運転者や作業員の教育・研修・安全確保

6.1 教育・研修

- ①輸送実施計画全般に係る教育・研修
対象: 運転者・作業員、運行管理者、安全運転管理者等、作業指揮者
内容: 輸送実施計画概要、福島県の道路状況、事故時の対応等
- ②放射線障害防止に係る教育・研修
対象: 運転者、運行管理者、安全運転管理者等、作業指揮者
内容: 輸送に係る放射線障害防止に係る学科教育、実技教育
- ③安全運転・運行管理に係る教育・研修
対象: 運転者、運行管理者、安全運転管理者等(安全運転管理者等)
内容: 福島県内の交通事故発生状況、輸送ルートの要注意箇所、安全運転の遵守、マナー向上等

6.2 運転者や作業員の安全確保

- 対象: 運転者、作業員等
- 内容: 運行時の安全管理、積み込み及び荷下ろし時の被ばく管理等
- 総合管理システムにより、運転者・作業員等の被ばく線量等を一元管理

7. 輸送に係る事前評価とモニタリング

7.1 輸送に係る事前評価

- 一般交通や沿線の生活環境等への影響を把握し、必要な対策を実施するため、パイロット輸送を想定した事前評価を実施。
- 事前評価指標
 - ・交通混雑評価(交通量、時間容量比)
 - ・放射線被ばく評価
 - ・生活環境影響評価(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音、振動)
 - ・休憩時・事故時の被ばく評価

7.2 輸送に係るモニタリング

- パイロット輸送による一般交通や沿線の生活環境等への影響把握、必要な対策の実施のため、モニタリング調査を実施。
- モニタリング指標
 - ・交通量モニタリング(日常観測、定期観測、臨時観測)
 - ・放射線量率モニタリング
 - ・生活環境モニタリング(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん、騒音、振動)
- 総合管理システムにより、モニタリング情報を一元的に管理

8. コミュニケーションや情報公開

8.1 基本的な考え方

- 沿道住民や一般のドライバー等へ、情報発信だけでなく、双方向のコミュニケーションも重要。

8.2 コミュニケーションや情報公開の方法

- ①中間貯蔵施設情報サイト(仮称)を開設し、輸送に関する総合管理システムの情報等を随時掲載。
- ②中間貯蔵施設への輸送に関するパンフレットを作成し、福島環境再生事務所や市町村役場等で配布。
- ③市町村等のホームページや広報誌等も通じて市町村等と連携した広報活動を実施。
- ④輸送に関する様々な質問、意見や苦情受付・対応を行う総合窓口を設置。
- ⑤その他、以下のような機会を通じたコミュニケーション活動を展開する。
 - ・見学会・報告会の開催
 - ・専門家・住民等からの意見を得る機会の設定
 - ・輸送や放射線等の専門家等の派遣

9. 本格輸送に向けた準備

9.1 輸送ルート

- 高速道路を積極的に利用するルートを設定。

9.2 本格輸送のピーク時を想定した事前評価

- 輸送量のピーク時(年間700万m³)を想定し、事前評価。

9.3 道路・交通対策の検討

- 9.2の事前評価や確認・検証状況も踏まえ、関係機関と調整の上、ハード対策も含め、必要な対策を検討。

9.4 パイロット輸送の状況を踏まえた検証

- 必要な検証・確認を行い、本格輸送に向け、必要な改良を実施。

9.5 本格輸送時の搬出量等の設定

- 本格輸送時の各地からの各時点の搬出量等は、本格輸送の実施までに定める。

9.6 積込場の要件等の具体化

- 積込場の要件等は、積込場に関する分科会を活用し、具体化。